特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	生活保護に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和8年10月5日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金、進学・就職準備給付金の支給を行う。また保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収を行う。 （外国籍市民は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人の決定実施の取扱いに準じて事務を行う。） （1）保護の決定及び実施に係る業務 ・申請者、受給者及び扶養義務者に関する情報の入力 ・収入及び資産に関する情報の入手及び入力 ・保護費の通知 （2）就労自立給付金の支給に係る事務 （3）保護に要する費用の返還金又は徴収金の徴収に関する事務 （4）進学・就職準備給付金の支給に係る事務 （5）医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ・生活保護システムから医療保険等中間サーバー等への特定個人情報の登録。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理する。（※） ・医療保険者等向け中間サーバー等において本人確認事務を行う。（※） ・医療保険者等向け中間サーバー等において機関別符号の取得等を行う。（※） ※社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。
③システムの名称	（1）標準準拠版生活保護システム （2）中間サーバー （3）統合宛名システム （4）番号連携サーバー （5）医療保険者向け中間サーバー等 （6）中間サーバーコネクタ

2. 特定個人情報ファイル名
被保護者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下番号法）第9条第1項　別表　第23項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第15条 ・番号法第9条第1項（準法定事務） ・番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第8号）　表第1項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会＞ ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号）　第2条 表42、43、161及び162の項 ＜情報提供＞ ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号）第2条 表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課 〒620-8501　京都府福知山市字内記13番地の1 電話　0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部　社会福祉課 〒620-8501　京都府福知山市字内記13番地の1 電話　0773-24-7012
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[]接続しない（入手） []接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、入手したマイナンバーの本人確認のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・入手した個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管等	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報等に関する研修計画に基づき、特定個人情報等を取り扱う事務に従事する職員（会計年度任用職員を含む。）に対し、教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月16日	公表日	平成27年4月1日	平成29年11月16日	事後	
平成29年11月16日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書課	市長公室秘書広報課	事後	
平成29年11月16日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日	平成29年10月1日	事後	
平成29年11月16日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日	平成29年10月1日	事後	
平成30年4月13日	公表日	平成29年11月16日	平成30年4月13日	事後	
平成30年4月13日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長　芦田　雅子	社会福祉課長　大西　健二	事後	
平成30年4月13日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書広報課	市民総務部市民課	事後	
令和1年5月29日	公表日	平成30年4月13日	令和元年5月29日	事後	
令和1年5月29日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	、就労自立給付金の	、就労自立給付金、進学準備給付金の	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月29日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号 ・地方自治体が情報照会 　別表第二の26 　別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条 ・地方自治体が情報提供 　別表第二の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、120 　別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	(1)番号法第19条第7号 ・地方自治体が情報照会 　別表第二の26 　別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条 ・地方自治体が情報提供 　別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116 　別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2	事後	
令和1年5月29日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長　大西　健二	社会福祉課長	事後	
令和1年5月29日	Ⅳ　リスク対策	(なし)	追加	事後	
令和2年4月1日	公表日	令和元年5月29日	令和2年4月1日	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年4月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号 ・地方自治体が情報照会 　別表第二の26 　別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条 ・地方自治体が情報提供 　別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116 　別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2	(1)番号法第19条第7号 ・地方自治体が情報照会 　別表第二の26 　別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条 ・地方自治体が情報提供 　別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、120 　別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	5年経過前の評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月29日	令和2年4月1日	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月29日	令和2年4月1日	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号 ・地方自治体が情報照会 別表第二の26 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条 ・地方自治体が情報提供 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2	(1)番号法第19条第8号 ・地方自治体が情報照会 別表第二の26 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条 ・地方自治体が情報提供 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、120 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年9月1日	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年9月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金、進学準備給付金の支給を行う。 また保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収を行う。 （外国籍市民は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人の決定実施の取扱いに準じて事務を行う。） （1）保護の決定及び実施に係る業務 ・申請者、受給者及び扶養義務者に関する情報の入力 ・収入及び資産に関する情報の入手及び入力 ・保護費の通知 （2）就労自立給付金の支給に係る事務 （3）保護に要する費用の返還金又は徴収金の徴収に関する事務 （4）進学準備給付金の支給に係る事務 （5）医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ・生活保護システムから医療保険等中間サーバー等への特定個人情報の登録。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理する。（※） ・医療保険者等向け中間サーバー等において本人確認事務を行う。（※） ・医療保険者等向け中間サーバー等において機関別符号の取得等を行う。（※） ※社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。	事前	
令和5年12月25日	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②システムの名称	（1）生活保護システム （2）中間サーバー （3）統合宛名システム （4）番号連携サーバー	（1）生活保護システム （2）中間サーバー （3）統合宛名システム （4）番号連携サーバー （5）医療保険者向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法) 　第9条別表第一の15 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第15条 (3)番号法第9条第2項に基づく条令	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法) 　第9条別表第一の15 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第15条 (3)番号法第9条第2項に基づく条例	事前	
令和5年12月25日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19条第8号 ・地方自治体が情報照会　別表第二の26 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条 ・地方自治体が情報提供 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、　87、94、104、106、108、116、120 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第24条、第25条、第26条の4、　第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、　第59条の2、第59条の3	・地方自治体が情報照会 　番号法第19条第8号別表第二の26 　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条 　番号法第9条2項に基づく条例 　番号法第14条第2号 ・地方自治体が情報提供 　番号法第19条第8号　別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、　第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、　第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3	事前	
令和5年12月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日	令和5年12月1日	事前	
令和5年12月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日	令和5年12月1日	事前	
令和5年12月25日	Ⅳ　リスク対策 特定個人情報ファイル取扱いの委託	〔○〕委託しない	〔　〕委託しない	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅳ　リスク対策 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託先における不正な使用等へのリスクへの対策は十分か	〔　　〕	〔十分である〕	事前	
令和7年3月24日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金、進学準備給付金の支給を行う。また保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収を行う。 （外国籍市民は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人の決定実施の取扱いに準じて事務を行う。）	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金、進学・就職準備給付金の支給を行う。また保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収を行う。 （外国籍市民は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人の決定実施の取扱いに準じて事務を行う。）	事後	
令和7年3月24日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システム名称	(1)生活保護システム (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー (5)医療保険者向け中間サーバー等	(1)生活保護システム (2)標準準拠版生活保護システム (3)中間サーバー (4)統合宛名システム (5)番号連携サーバー (6)医療保険者向け中間サーバー等	事後	
令和7年3月24日	Ⅰ　関連情報 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下番号法） 　第9条別表第一の15 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第15条 (3)番号法第9条第2項に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下番号法）第9条第1項　別表　第23項 ・番号法第9条第2項に基づく条例(福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅰ　関連情報 4. ②法令上の根拠	・地方自治体が情報照会 　番号法第19条第8号別表第二の26 　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条 　番号法第9条2項に基づく条例 　番号法第14条第2号 ・地方自治体が情報提供 　番号法第19条第8号　別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、　第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、　第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3	＜情報照会＞ ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161及び162の項 ・番号法第９条第２項に基づく条例(福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例) ＜情報提供＞ ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日	令和7年3月1日	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日	令和7年3月1日	事後	
令和7年3月24日	Ⅳ　8.　人手を介在させる作業		「十分である」 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、入手したマイナンバーの本人確認のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・入手した個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅳ　11.　最も優先度が高いと考えられる対策		9）従業者に対する教育・啓発 「十分である」 特定個人情報等に関する研修計画に基づき、特定個人情報等を取り扱う事務に従事する職員（会計年度任用職員を含む。）に対し、教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	
令和7年4月8日	Ⅰ　関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	市民総務部　市民課 福祉保健部　社会福祉課	総務部　総務課 健康福祉部　社会福祉課	事後	
令和8年10月5日	公表日	令和7年4月8日	令和8年10月5日	事後	
令和8年10月5日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)生活保護システム (2)標準準拠版生活保護システム (3)中間サーバー (4)統合宛名システム (5)番号連携サーバー (6)医療保険者向け中間サーバー等	(1)標準準拠版生活保護システム (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー (5)医療保険者向け中間サーバー等 (6)中間サーバーコネクタ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月5日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年５月31日法律第27号）（以下番号法）第９条第１項　別表　第23項 ・番号法第９条第２項に基づく条例(福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年５月31日法律第27号）（以下番号法）第９条第１項　別表　第23項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年９月10日内閣府・総務省令第５号）第15条 ・番号法第９条第１項（準法定事務） ・番号法第９条第１項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和６年５月24日デジタル庁・総務省令第８号）　表第１項	事後	R8.10.1付 条例改正により、外国人保護に係る事務を削除
令和8年10月5日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜情報照会＞ ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161及び162の項 ・番号法第９条第２項に基づく条例(福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例) ＜情報提供＞ ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項	＜情報照会＞ ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年５月24日デジタル庁・総務省令第９号）　第2条 表42、43、161及び162の項 ＜情報提供＞ ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年５月24日デジタル庁・総務省令第９号）第2条 表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項	事後	
令和8年10月5日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年3月1日	令和8年10月1日	事後	
令和8年10月5日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年3月1日	令和8年10月1日	事後	